#### 1 出席議員及び欠席議員

出席議員(13名)

1	番	江	上	裕	子	君	2	番	中	Ш	泰	_	君
3	番	水	野	忠	宗	君	4	番	渡	辺	保	彦	君
5	番	小	宅		宏	君	6	番	鈴	木	準	$\vec{-}$	君
7	番	Щ	田	成	利	君	8	番	広	瀬	隆	博	君
9	番	乾			豊	君	10	番	若	Щ	隆	史	君
11	番	藤	墳		理	君	12	番	中	村	ひと	とみ	君

13 番 富 田 栄 次 君

欠席議員 (なし)

# 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町	長 早	野	博	文	君	副 町 長	藤	塚	康	孝	君
総務課	長 藤	塚	正	博	君	企画調整課長	小	森	俊	宏	君
税務課	長 桐	Щ	裕	次	君	健康福祉課長	酒	井	明	美	君
子育て推進課	長 吉	野	敬	子	君	住 民 課 長	岡	野	文	紀	君
建設課	長 多	賀		靖	君	都市計画課長	衣	斐	浩	_	君
産業課長補佐 商工観光係	:兼 長 渡	邉	幸	子	君	上下水道課長	Ш	瀬	桂-	一郎	君
会計管理者会 計 課	兼 長 藤	江	和	明	君	消防主任	廣	瀬	太信	走夫	君
教育	長 和	田		満	君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	小	Ш	裕	司	君
生涯学習課	長 桑	原	和	弘	君						

## 3 職務のため出席した事務局職員

 事務局長 高木智司
 書 記 石川敦詞

 書 記 小藪友香

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第4号 令和4年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議第55号 専決処分の承認について

日程第4 議第56号 専決処分の承認について

日程第5 議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第6 議第58号 ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の制定について

議 第 59号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

- (1) 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正
- (2) 垂井町手数料条例の一部改正
- 議 第 60号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の一部 改正について
- 議第61号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議 第 62号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議 第 63号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議 第 64号 令和 5年度垂井町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議 第 65号 令和 5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 6 6 号 令和 5 年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 67号 令和 5年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 68号 令和 5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 69号 令和 5年度垂井町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第7 請願第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書採択を求める請願

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

〇議長(若山降史君) おはようございます。

これより令和5年第5回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から22日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、11番 藤墳理君、 12番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事 日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

\_\_\_\_\_

○議長(若山隆史君) 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等3件及び検査結果の報告が2件ありました。印刷してお手元に配付いたして ありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

\_\_\_\_\_

日程第2 報告第4号 令和4年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

\_\_\_\_\_

○議長(若山隆史君) 日程第2、報告第4号 令和4年度垂井町健全化判断比率及び資金不足 比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長(早野博文君) 報告第4号 令和4年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(若山隆史君) 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長(藤塚正博君) ただいま上程をされました報告第4号 令和4年度垂井町健全化判

断比率及び資金不足比率の報告につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、前年度の決算を受けた後、速やかに健全化判断比率や資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告しかつ公表しなければならないとされております。この健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率があり、このいずれかが早期健全化基準となった場合には財政健全化計画を、また財政再生基準以上になった場合には財政再生計画の策定が義務づけられ、この計画に基づき、財政早期健全化、または財政の再生を図ることとなっております。

それでは、本町におけます健全化判断比率を説明させていただきます。

議案書と併せまして、添付資料4ページの財政指標の垂井町会計区分イメージを御確認いた だきますようお願いいたします。

実質赤字比率は普通会計を対象に、連結実質赤字比率は普通会計と特別会計などの公営事業会計を対象に、実質公債費比率は連結実質赤字比率の対象会計に不破消防組合などの一部事務組合などを対象とし、将来負担比率は実質公債費比率対象会計に垂井町土地開発公社を加えた区分で作成をしております。

まず実質赤字比率でございますが、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する 比率でございまして、本町におきましては、実質赤字額はございませんので、数値は記載いた しておりません。

続きまして、連結実質赤字比率でございますが、普通会計と公営事業会計、いわゆる一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象といたした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。本町におきましては、連結実質赤字額はございませんので、同じく数値の記載はいたしておりません。

実質公債費比率は、一般会計等が負担いたします元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合でございます。3か年平均で3.8%、早期健全化判断比率の25%を下回っている状況でございます。

将来負担比率は、土地開発公社や本町が加入しております一部組合などを含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。令和4年度は54.9%となり、早期健全化基準の350%を下回っております。

以上、令和4年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っている状況であり、健全であると判断はされます。しかしながら、今後各事業を推進していくに当たり、多額の借入れが必要となる場合がございますので、今後の財政運営に当たりましては、起債の新規借入れなども含め十分注意してまいりたいと考えております。

次に、資金不足比率でございます。

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率のことで、経営健全化基準であります

20%を超えますと、経営健全化計画を作成、公表するということになっております。当町におきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計におきまして、一般会計等の実質赤字に相当いたします資金不足額は生じておりませんので、数値の記載はいたしておりません。今後の事業の推進、施設の老朽化対策に多くの費用が見込まれることから、効率的、計画的な運用を求められているものと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山隆史君) これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

\_\_\_\_\_

日程第3 議第55号 専決処分の承認について

\_\_\_\_\_\_

O議長(若山隆史君) 日程第3、議第55号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

**〇町長(早野博文君)** 議第55号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

去る令和5年1月13日午前9時20分頃、垂井町字馬出瀬1609番1地先、町道垂井2-20号線上の三差路におきまして、町有自動車が一時停止後に前進する際、追越しの相手方自動車と接触し破損させた事故について、令和5年7月26日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、交通事故につきましては再三にわたり発生をいたし、大変申し訳なく思っておるところでございます。所管課所属長を通じまして指導を徹底してまいります。

細部につきましては、住民課長に補足説明させますので、十分御審議の上、御承認いただけ ますようよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(若山隆史君) 住民課長 岡野文紀君。
- **○住民課長(岡野文紀君)** 議第55号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、事故の発生状況から説明をさせていただきます。

去る令和5年1月13日午前9時20分頃、垂井町字馬出瀬1609番1地先、町道垂井2-20号線上において、可燃ごみの収集作業中、クリーンセンター職員が運転するじんかい収集車が一時

停止後、前進する際に、追い越そうとした相手方の自動車と接触し、破損させたものでございます。相手方車両の前方バンパー、左ヘッドライト、左前輪の破損、公用車については、右下サイドバーを損傷したところであります。このたび相手方と示談が成立し、過失割合につきまして、当方80%、相手方が20%で、当方の対物損害賠償額を22万141円支払いするものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、 専決処分を令和5年7月26日にさせていただいたところでございます。本議会に報告し、承認 をお願いするところでございます。

交通安全には常に意識を持って従事しているところではありますが、より一層の安全運転の 啓発をするなど、事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜ります ようお願い申し上げます。

○議長(若山隆史君) これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第4 議第56号 専決処分の承認について

○議長(若山隆史君) 日程第4、議第56号 専決処分の承認についてを議題といたします。 朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長(早野博文君) 議第56号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年4月20日午後1時40分頃、垂井町綾戸字河原道1117番2地先、町道垂井1-8号線 上の五差路におきまして、町有自動車が一時停止後に前進する際、相手方自動車と接触し、破 損させた事故について、令和5年8月18日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。 さきの議案と同様、当方の町のほうが過失割合が多いということも含めて、指導徹底を再三にわたりしてまいりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いします。

なお、細部につきましては、住民課長に補足説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜 りますようよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(若山隆史君) 住民課長 岡野文紀君。
- **○住民課長(岡野文紀君)** 議第56号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、事故の発生状況から説明をさせていただきます。

去る令和5年4月20日午後1時40分頃、垂井町綾戸字河原道1117番2地先、町道垂井1-8 号線上の五差路において、可燃ごみの収集作業中、クリーンセンター職員が運転するじんかい 収集車が一時停止後、前進する際に、前方を通過する相手方自動車と接触し、破損させたもの でございます。相手方車両の左側後部ドア、バンパー、タイヤ、公用車の前方バンパー右側に 擦り傷による損傷をしたところでございます。

このたび相手方と示談が成立し、過失割合につきましては当方85%、相手方が15%で、当方の対物損害賠償額を27万4,077円支払いするものでございます。地方自治法第179条の第1項の規定により、和解及び損害賠償額を定めることにつきまして、専決処分を令和5年8月18日にさせていただいたところでございます。本議会に報告し、承認をお願いするところでございます。

短期間に続けて交通事故があり、幸い人身事故には至っておりませんが、交通事故を起こさぬよう、職員一丸となり声がけなど啓発し合いながら、交通安全意識の徹底を図ってまいります。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(若山隆史君) これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

7番 山田成利君。

**〇7番(山田成利君)** 7番 山田です。

いずれも事故についても、一時停止後、前進する際ということになっておるんですが、一時停止のときは、ごみを集約してという一時停止のことなんですか。両方とも一時停止後となっておるんですけど、状況は同じように思うんですが、返答いただけますか。一時停止とはどういう状態か。駐車時、再開というのか、ただ単に通行しておってぽっと止まってやるというのか、どういう状態かということ。

○議長(若山隆史君) 事故の詳細をお尋ねですね。

住民課長 岡野文紀君。

**○住民課長(岡野文紀君)** 山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの議第55号、56号につきましても、一時停止後と御説明申し上げたところなんですが、一時停止の最中にごみの収集作業しておりまして、ごみの次のステーションへ向かう道中ということで、ごみの収集作業後という一時停止後と御説明を追加で申し上げたいと思います。以上でございます。

# [挙手する者あり]

- 〇議長(若山隆史君) 7番 山田成利君。
- ○7番(山田成利君) 山田です。

私のところにもごみ収集に来られて、運転手、そして助手の方が横に立ちながら、前方後方に見ながらやっておるというのを私感心しておったんですが、続けて出ておるんで、そこら辺も含めて、助手の方も見えると思うんで、そういう事故のないように御注意いただきたいと思います。

〇議長(若山隆史君) お願いですね。

○7番(山田成利君) はい、お願いですね。

○議長(若山隆史君) 答弁はよろしいですね。

○7番(山田成利君) はい。

○議長(若山隆史君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時19分 休憩

午前9時38分 再開

O議長(若山隆史君) 再開いたします。

日程第5 議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長(若山隆史君) 日程第5、議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定

についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

#### 〔町長 早野博文君登壇〕

○町長(早野博文君) 議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算の認定につきましては、地方自治法第233条第 3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(若山隆史君) これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定 については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託すること といたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会 を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を委任する ことといたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、江上裕子君、中川泰一君、水野忠宗君、渡辺保彦君、小宅宏君、鈴木準二君、山田成利君、藤墳理君、中村ひとみ君、富田栄次君、以上の10人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算審査特別委員 会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時42分 休憩午前9時43分 再開

〇議長(若山隆史君) 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に渡辺保彦君、副委員長に山田成利君が互選 されましたので、御報告いたしておきます。

日程第6 議第58号 ワイライプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の制定について

議第59号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

- (1) 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正
- (2) 垂井町手数料条例の一部改正
- 議第60号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の一部 改正について
- 議第61号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第62号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第63号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に ついて
- 議第64号 令和5年度垂井町一般会計補正予算(第4号)
- 議第65号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第66号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第67号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第68号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第69号 令和5年度垂井町水道事業会計補正予算(第1号)

〇議長(若山隆史君) 日程第6、議第58号 ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例 の制定についてから議第69号 令和5年度垂井町水道事業会計補正予算(第1号)までを一括 議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

#### 〔町長 早野博文君登壇〕

〇町長(早野博文君) 議第58号 ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の制定についてから議第69号 令和5年度垂井町水道事業会計補正予算(第1号)までを一括にて提案理由を御説明申し上げます。

議第58号 ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、誰もが楽しく学び、活動し、人と人とが交流することのできる場を提供するとともに、町民の多様な

活動を推進し、もって本町のにぎわいを創出するとともに、協働のまちづくりを推進するため、 旧庁舎跡地にワイワイプラザ垂井を設置することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規 定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めるものでございます。

議第59号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正につきましては、デジタル社会の形成を 図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、多機能端末器による印鑑登録証明書の交付等について所要の改正を行うものでございます。

議第60号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、垂井地区まちづくりセンターがワイワイプラザ垂井の施設内に移転することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第61号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について所要の改正を行うものでございます。

議第62号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第3条の規定による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第63号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして は、朝倉運動公園町民プールを廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

議第64号 令和5年度垂井町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2億656万4,000円を追加し、予算総額を112億4,269万 1,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、職員の異動に伴います人件費の措置を行うほか、総務費では、 総務管理費におきまして、集会所設置事業等補助金に係ります負担金、補助及び交付金につき まして増額の措置を行いました。

次に、戸籍住民基本台帳費におきましては、戸籍総合システム標準化移行業務に係ります委 託料につきまして、増額の措置を行いました。

民生費では、社会福祉費におきまして、福祉医療費助成事業補助金の過年度国県支出金返還 金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額の措置を行いました。

次に、児童福祉費におきましては、子ども食堂運営支援事業補助金に係ります負担金、補助 及び交付金、高等学校就学準備等支援金支給事業に係ります経費につきましては、それぞれ増 額の措置を行った次第でございます。

衛生費では、斎場トップライトカバー更新工事に係ります工事請負費につきまして、増額の 措置を行いました。 農林水産業費では、農業用施設維持補修工事に係ります工事請負費につきまして、増額の措置を行いました。

商工費では、梅谷地区工場用地開発に係ります経費、ビジネス拠点施設整備事業に係ります 経費につきまして、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

次に、土木費では、土木管理費におきまして、未登記処理登記手数料に係ります役務費につきまして、増額の措置を行いました。

次に、道路橋りょう費におきましては、用地測量業務に係ります委託料、道路・舗装・路側 改良工事に係ります工事請負費、アンダーパスポンプ槽水位計更新工事に係ります工事請負費 につきまして、それぞれ増額の措置を取った次第でございます。

次に、都市計画費におきましては、朝倉運動公園町民体育館カーテン等更新工事に係ります 工事請負費につきまして、増額の措置を行いました。

教育費では、小学校費におきまして、岩手小体育館雨水排水管改修工事に係ります工事請負費につきまして、増額の措置を行いました。

次に、中学校費におきましては、不破中北舎防水改修工事に係ります工事請負費、東海大会 等出場補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を取った 次第でございます。

次に、社会教育費におきましては、タルイピアセンター図書購入に係ります備品購入費につきまして、増額の措置を行いました。

以上、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、梅谷地区工場用地地形測量・基本計画策定業務の追加をお願いするものでございます。

地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものでございます。

次に、議第65号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提 案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,195万5,000円を追加し、予算総額を27億7,195万5,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、国民健康保険税産前産後期間免除対応システム改修業 務に係ります委託料につきまして、増額の措置を行いました。

諸支出金では、保険給付費等交付金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び 割引料につきまして、増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第66号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、 提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ110万3,000円を追加し、予算総額を11億7,310万3,000円

といたすものでございます。

補正いたしますものは、上下水道課職員の異動に伴う給料、職員手当等、共済費につきまして、増額の措置を行いました。

財源につきましては、繰入金の増額措置を行った次第でございます。

次に、議第67号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,453万円を追加し、予算総額を27億9,453万円とするものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金では、国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、 利子及び割引料につきまして、増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。 次に、議第68号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、 提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ385万5,000円を追加し、予算総額を4億3,385万5,000円 とするものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金では、一般会計への繰出金につきまして増額の措置を行いました。

財源につきましては、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第69号 令和5年度垂井町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を 御説明申し上げます。

今回の補正は、令和5年度垂井町水道事業会計予算第4条の2の特例的収入及び支出の金額を改めるものでございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、 御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**〇議長(若山隆史君**) 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

**〇生涯学習課長(桑原和弘君)** 議第58号 ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の 制定につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、この条例の制定に至りました経緯につきまして触れさせていただきます。

旧役場庁舎につきましては、昭和41年の竣工から50年以上が経過し、老朽化が進みましたことから、新たに庁舎を整備し、令和元年9月に現在の場所に役場機能の移転を行いました。新庁舎の建設、役場機能の移転に伴いまして、旧庁舎跡地を中心部の活性化に有効に活用することが重要であるとされました。以降、がやがや会議や町民ワークショップ、庁舎跡地等活用のあり方検討委員会などを開催し、住民の皆様からたくさんの御意見をいただく中で、庁舎跡地活用の基本構想、基本計画を策定いたしました。

施設は、中央公民館、勤労青少年ホーム、垂井地区まちづくりセンターの機能を集約する中で、住民機能、行政機能、貸室機能を有し、誰もが楽しく・安全に集える垂井のにぎわい拠点づくりを理念に、幅広い町民の皆様が気軽に利用でき、日常的に、またイベントや避難所など、多種多様な利用ができる新たなにぎわい拠点として、令和6年4月のオープンに向け取り組んでいるところでございます。この条例は、垂井町庁舎跡地等活用基本計画に基づき、現在旧庁舎跡地で建築工事を進めておりますワイワイプラザ垂井の設置及び管理について定めるもので、今後適正に管理を行うため、条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

条文は章立てとなっております。第1条から第4条が第1章、総則、第5条から第13条が第 2章、ワイワイ施設、第14条から第16条が第3章、ワイワイ広場、第17条から第23条が第4章、 指定管理者、第24条が第5章、雑則と章名を付しました。

第1章、総則。

第1条は設置でございます。

誰もが楽しく学び、活動し、人と人が交流することのできる場を提供することにより、町民の多様な活動を推進し、もって本町のにぎわいを創出するとともに、協働のまちづくりを推進するため、ワイワイプラザ垂井を設置する旨定めております。

第2条は、名称及び位置でございます。

名称はワイワイプラザ垂井、位置は垂井町1532番地の1と定めております。

第3条は構成でございます。

第1号で建物部分をワイワイ施設、第2号で建物以外の公園、広場及び駐車場などをワイワイ広場として位置づけをしております。

第4条は事業でございます。

プラザがどのような事業に供する施設であるかを定めています。第1号はにぎわいの創出に 関する事業、第2号は子育て支援に関する事業、第3号は教育、学術及び文化に関する事業、 第4号はスポーツ、レクリエーション、サークル活動等の推進に関する事業、第5号は協働の まちづくりの推進に関する事業などでございます。

第2章、ワイワイ施設。

第5条から第13条では、施設の使用について定めています。

第5条の利用の許可では、施設を利用する場合は許可を受けることとしています。

第6条は利用の不許可について、第7条は特別設備等の制限について、第8条は利用の制限 等について、第9条の使用料では、第1項で別表に定める使用料を前納しなければならないこ とを、第2項で使用料を減額し、または免除することができると定めています。

第10条は使用料の不返還について、第11条は権利の譲渡等の禁止について、第12条は原状回 復義務について、第13条は損害賠償義務について定めております。

第3章、ワイワイ広場。

第14条から第16条では、ワイワイ広場の管理等について定めております。

第14条は行為の制限について、第15条は行為の禁止について、第16条はワイワイ広場の利用 については、第7条、第8条及び第11条から第13条までの規定を準用することを定めておりま す。

第4章、指定管理者。

第17条は、指定管理者による管理について、教育委員会はプラザの管理を地方自治法第244 条の2第3項に規定いたします指定管理者に行わせることができる旨、定めております。

第18条は指定管理者の指定の手続等について、第19条は指定管理者が行う業務の範囲について、第1号は第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務、第2号はプラザの利用の許可に関する業務、第3号は利用料金の収受に関する業務、第4号はプラザの維持管理に関する業務などでございます。

第20条は指定管理者が行う管理の基準について、第21条は利用料金の収入、決定等について、 第22条は利用料金の減免について、第23条は指定管理者にプラザの管理を行わせる場合の読替 えについて定めております。

第5章、雜則。

第24条は委任規定でございまして、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとい うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。 附則の第2項は準備行為の規定でございます。準備行為は、この条例の施行の日前において も行うことができるというものでございます。

別表は、第5条、第9条、第21条の使用料、あるいは利用料金に関します施設の時間ごとの 一覧表でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお 願い申し上げます。

- 〇議長(若山隆史君) 住民課長 岡野文紀君。
- **○住民課長(岡野文紀君)** 議第59号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について、補足 説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正されたことに伴い、垂井町印鑑登録に関する条例及び垂井町手数料条例について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

議案書と併せて、新旧対照表は1ページから御覧ください。

まず第14条では、新たに第4項で印鑑登録証明書の交付申請時における個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの利用についての規定を追加し、これまでは、印鑑登録証明書の交

付申請時には印鑑登録証の提示を要件としておりましたが、御本人による申請の場合において、 個人番号カードの提示と、併せて本人確認をした上で印鑑登録証明書の交付を可能とするもの でございます。

続きまして、繰り下げました第5項については、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」と改め、移動端末設備、いわゆるスマートフォンに搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して、コンビニエンスストア等に設置してありますマルチコピー機とも呼ばれる多機能端末器で印鑑登録証明書の交付が受けられるよう改めるものでございます。

第16条の印鑑登録証明書交付申請の不受理となる要件については、移動端末設備に搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効の規定を加え、文言の整備をしております。

附則といたしまして、第1項におきまして施行期日を規定しております。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用しての印鑑証明書の交付については、 規則で定める日から施行するものでございます。

第2項においては、垂井町手数料条例について、印鑑登録条例の改正に伴う条項の整備をするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(若山隆史君) 企画調整課長 小森俊宏君。
- **〇企画調整課長(小森俊宏君)** 私からは、企画調整課所管に係ります議第60号 垂井町地区ま ちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただ きます。

今回の改正につきましては、垂井地区まちづくりセンターを令和6年4月に開設を予定して おりますワイワイプラザ垂井内に設置するため、垂井地区まちづくりセンターの位置並びに使 用時間、施設名及び使用料について所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容について説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表の3ページを御覧ください。

第2条の名称、位置及び対象区域につきましては、垂井町垂井地区まちづくりセンターの位置を「垂井町1546番地の4」から「垂井町1532番地の1 (ワイワイプラザ垂井内)」に改めるものでございます。

次に、使用料を定める別表につきましては、施設名の部の「22時」を「21時30分」に改め、地区まちづくりセンターの使用時間との整合性を図るとともに、垂井地区まちづくりセンターの施設名を小会議室 3、小会議室 4、小会議室 5 の 3 室とし、使用料はそれぞれ 9 時から13時までを550円、13時から17時までを1,100円、17時から21時30分までを1,650円、9 時から21時30分までを3,300円に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、第

2項では、準備行為はこの条例の施行の日前においても行うことができると規定するものでご ざいます。

以上、議第60号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(若山隆史君) 総務課長 藤塚正博君。
- ○総務課長(藤塚正博君) 私からは、議第61号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表は4ページを御確認いただきますようお願い申し上げます。 最初に、改正の趣旨でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、これまでも新型インフルエンザ等の緊急事態、また特定の措置が取られた場合には、他の地方公共団体へ応援や職員の派遣などを要請することができる旨が定められておりましたが、令和5年4月28日、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法が公布され、感染症の発生及び蔓延の初期段階より対応ができるよう、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても、政府の対策本部が設置されたときから、他の地方公共団体への応援や職員の派遣などを要請することができるといった趣旨に拡大をされました。そのため、本条例におきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げます。

第2条第1項でございます。

今回の法改正によりまして、当該対策のために派遣された職員に支給することができる手当の名称が変更となります。そのため、これまでの「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」へ改正するものでございます。

次に、第20条の2第2項でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法において、これまでは手当の支給に関する条文が法第44条に規定をされておりましたが、今回の改正によりまして、第26条の8に規定をされることとなったこと、また規定の内容がこれまでの「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」に改正されたこと、併せて先ほどの第2条第1項と同様、手当の名称が変更になったことから、それぞれ必要な改正を行うものでございます。

第21条でございます。

同様に、手当の名称につきまして、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定 新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛 同賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(若山隆史君) 子育て推進課長 吉野敬子君。
- **〇子育て推進課長(吉野敬子君)** 私からは、議第62号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地

域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和5年6月16日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。今般公布された法律では、7本の法律が改正されましたが、このうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部改正に伴い、例規の改正が必要となりました。

それでは、条文について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表5ページを御覧ください。

第16条第1項第2号で引用しております認定こども園法において、第3条第10項が削除されたことにより項ずれが生じたため、「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第62号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(若山隆史君) 都市計画課長 衣斐浩一君。
- ○都市計画課長(衣斐浩一君) 私からは、都市計画課が所管いたします議第63号 垂井町朝倉 運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただき ます。

今回の改正につきましては、朝倉運動公園町民プールの廃止に伴いまして、町民プールに関する規定を削除する所要の改正を行うものでございます。

朝倉運動公園町民プールは、昭和54年の供用開始以降、多くの方々に御利用をいただいておりましたが、施設の老朽化や来場者の減少に伴い、プールとしての機能を維持管理していくことが非常に困難な状況であることから、垂井町行政改革審議会に諮問し、廃止の答申がなされました。このようなことから、町民プールを廃止させていただくものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の6ページから御覧ください。

まず名称及び位置を定める第2条の表の中の朝倉運動公園町民プールに関する箇所を削除し、 次に、使用料を定める第10条第2項のただし書の中の「朝倉運動公園町民プールの使用及び」 を削除いたします。

次に、第10条関係の別表、施設使用料の朝倉運動公園町民プールに関するイの表を削除し、 この削除に伴いまして、ウの表からコの表までを1つずつ繰り上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(若山隆史君) しばらく休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時17分 休憩

〇議長(若山隆史君) 再開いたします。

引き続き補足説明を求めます。

総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長(藤塚正博君) 議第64号 令和5年度垂井町一般会計補正予算(第4号)につきまして、演壇において補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億656万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ112億4,269万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書10ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目10諸費につきましては、宮代の天満地区代表、朝倉自治会 長から天満集会所の外壁塗装などに要する経費といたしまして補助金の交付申請がございまし たので、事業費の 3 分の 2 相当を補助金として交付するため、負担金、補助及び交付金で51万 1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費につきましては、自治体情報システムの標準化に伴い、戸籍総合システム標準化移行業務に要する経費といたしまして、委託料で211万2,000円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。

令和4年度分の岐阜県の福祉医療費助成事業補助金の額が確定いたしましたことにより、県 に超過額分を返還いたすもので、償還金、利子及び割引料で1,036万5,000円の増額をお願いす るものでございます。

次に、目10介護福祉費でございます。

令和4年度の介護保険特別会計の精算をいたした結果、一般会計から介護保険特別会計の繰出金のうち、事務費等繰出金と低所得者保険料軽減過年度精算繰出金につきまして、当初予算額に不足が生じることとなりましたので、合わせて80万2,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、こちらの財源につきましては、低所得者保険料軽減過年度精算繰出金の補正額のうち、 国庫支出金で2分の1相当、県支出金で4分の1相当を見込んでおります。

続きまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。

子ども食堂を開設し、運営する団体に対して補助金を交付するもので、負担金、補助及び交付金で40万円の増額をお願いするものでございます。

財源につきまして、事業費の2分の1相当につきまして、県支出金を見込んでおります。 次に、目15高等学校就学準備等支援金支給事業費でございます。 中学校3年生のお子様が見える世帯を対象に、高等学校への進学や就職などの準備に係る支援金として、対象となるお子様1人当たり3万円を支給することで、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的とした事業でございます。

事務費といたしましては、職員手当等で20万円、需用費で7万4,000円、役務費で11万1,000円、事業費といたしましては、負担金、補助及び交付金におきまして、支給対象となる中学校3年生の見込み数を270人と想定し、810万円につきまして増額をお願いするものでございます。財源につきましては、全額県支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費でございます。

斎場建物の屋根に設置しておりますトップライトのカバーが破損いたしましたことから、更新に係る経費として工事請負費で50万円の増額をお願いするものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目7農地費でございます。

宮城、永長用水路、農道の改修工事を行うため、工事請負費で50万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費でございます。

委託料では、梅谷地区工場用地開発に係ります経費といたしまして、農村地域産業導入実施計画策定業務と土地意見評価業務を進めるため、また旧東保育園を改修し、ビジネス拠点施設として整備するための経費といたしまして、ビジネス拠点施設整備工事監理業務と一般廃棄物処理業務を進めるため、合わせまして675万2,000円の増額をお願いするものでございます。

また、工事請負費におきましては、ビジネス拠点施設整備工事といたしまして、1億1,000 万円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、農村地域産業導入実施計画策定業務につきまして、県の支出金で200万円、ビジネス拠点施設整備事業につきまして、国庫支出金で6,459万7,000円を見込んでおるところでございます。

続きまして、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございます。

未登記処理登記手数料といたしまして、当初予算で150万円をお認めいただいておりますが、 件数の増加によりまして予算不足が生じる見込みとなりましたので、役務費で50万円の増額を お願いするものでございます。

続きまして、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費につきましては、道路改良事業3事業、舗装改良3事業、路側改良2事業に係ります経費といたしまして、委託料では用地測量業務委託料として100万円、工事請負費では道路・舗装・路側改良工事として4,490万円の増額をお願いするものでございます。

また、JR垂井駅東にございますアンダーパスのポンプ槽内の水位計に不具合が生じておりますことから、更新工事に係る経費といたしまして、同じく工事請負費で100万円の増額をお願いするものでございます。

財源でございますが、道路舗装改良工事の一部に国の補助事業がございますので、国庫支出

金で880万円を、また町債につきまして3,200万円を発行する予定でございます。

次に、項4都市計画費、目4公共下水道費につきましては、職員の異動により公共下水道事業特別会計で計上しております人件費に不足が生じる見込みとなりましたので、一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金といたしまして、110万3,000円の増額をお願いするものでございます。

目5運動公園管理費につきましては、朝倉運動公園町民体育館におきまして、老朽化の著し いカーテン、破損しているカーテンレールの更新をいたすため、工事請負費で640万円の増額 をお願いするものでございます。

次に、項5住宅費、目1住宅管理費でございます。

職員の異動に伴いまして、給料で33万3,000円を、職員手当等で36万6,000円を、共済費で10万4,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。

岩手小学校体育館の雨水排水管破損に伴います改修工事といたしまして、工事請負費で200 万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費でございます。

不破中学校北舎の防水改修工事といたしまして、工事請負費で120万円の増額をお願いする ものでございます。

また、東海大会等出場補助金につきましては、大会の出場に当たって必要となる交通費や宿 泊費等に係る経費を補助するものでございます。こちらは、当初予算で60万円をお認めいただ いておりますが、予算不足が生じる見込みとなりましたことから、負担金、補助及び交付金で 61万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項5社会教育費、目10タルイピアセンター費でございます。

図書の充実に関して20万円の御寄附をいただきましたので、図書購入費用といたしまして、 備品購入費で20万円の増額をお願いするものでございます。

財源は寄附金でございます。

次に、項6保健体育費でございます。

職員の異動に伴いまして、目1保健体育総務費では、給料で223万8,000円、共済費で51万6,000円、また目3給食センター費では、給料で100万6,000円、職員手当等で212万1,000円、 共済費で54万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

7ページを御確認いただきますようお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。

介護保険の低所得者保険料軽減負担金の過年度精算分といたしまして、36万8,000円の増額 をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金でございます。

目 1 総務費国庫補助金では、デジタル基盤改革支援補助金といたしまして211万2,000円を、 目 6 商工費国庫補助金では、デジタル田園都市国家構想交付金といたしまして6,459万7,000円 を、目 7 土木費国庫補助金におきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして880万円 の増額をそれぞれお願いするものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金でございます。

介護保険の低所得者保険料軽減負担金の過年度精算分といたしまして、18万3,000円の増額 をお願いするものでございます。

続きまして、項2県補助金でございます。

目2民生費県補助金では、高等学校就学準備等支援金支給事業費補助金といたしまして848 万5,000円を、また子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費等補助金といたしまして20万円を、 目6商工費県補助金では、工場用地開発推進補助金といたしまして200万円をそれぞれ増額を お願いするものでございます。

款17寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金でございます。

御寄附につきまして、20万円の増額をお願いするものでございます。

款18繰入金、項1特別会計繰入金、目2後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。

令和4年度の後期高齢者医療特別会計を精算いたしましたところ、一般会計から後期高齢者 医療特別会計へ繰り出した繰出金のうち、事務費と保険事業費の繰出金に超過額がございまし たので、後期高齢者医療特別会計から一般会計へ繰り入れる繰入金といたしまして385万5,000 円の増額をお願いするものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、収支の均衡を図るため、3,875万1,000円の増額をお願いするものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目6雑入でございます。

令和4年度において、本町から岐阜県後期高齢者医療広域連合に支出をいたしました後期高齢者医療保険の療養給付費負担金につきまして還付金が発生いたしましたので、過年度精算金といたしまして4,501万3,000円の増額をお願いするものでございます。

款21町債、項1町債、目7土木債につきましては、道路・舗装・路側改良事業に関して、地 方道路整備事業債として3,200万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案書は第2条、債務負担行為の補正でございます。

3ページでございますが、債務負担行為補正、第2表を御覧いただきますようお願いいたします。

梅谷地区工場用地地形測量・基本計画策定業務につきまして、令和5年度から令和6年度までの2か年にわたりまして、限度額1,680万円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、議案書は第3条、地方債の補正でございます。

こちらは4ページ、地方債補正を御確認いただきますようお願いいたします。

歳出予算で計上しております道路・舗装・路側改良事業の財源といたしまして、地方道路整備事業債につきまして、当初予算でお認めをいただいております1億5,300万円から1億8,500万円に、限度額3,200万円の増額をお願いするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

15ページ以降は、給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛 同賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(若山隆史君) 住民課長 岡野文紀君。
- **○住民課長(岡野文紀君)** 私からは、住民課が所管いたします議第65号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)と議第68号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

議第65号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,195万5,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,195万5,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12委託料で427万7,000円増額補正をお願いするものでございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法 律の施行に伴い、令和6年1月から出産する被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税、 所得割額と被保険者均等割額の軽減措置が講じられることに伴い、システムの改修が必要とな りますので、委託料の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、 利子及び割引料で767万8,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和4年度の国民健康保険保険給付費等交付金の額が確定したことに伴いまして、既交付額 が超過となったため返還するものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で1,195万5,000円増額補正をお願いする ものでございます。

この繰越金によりまして、収支の均衡を図るものでございます。

続きまして、議第68号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ385万5,000円を追加し、歳 入歳出の総額をそれぞれ4億3,385万5,000円とするものでございます。 歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明させていただきます。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金、節 27 繰出金で385 万 5,000 円増額補正をお願いするものでございます。

令和4年度におきまして、一般会計から繰り入れました事務費と保険事業費につきまして精 算を行い、超過となりましたものを一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金で291万7,000円増額補正をお願いするもので、この繰越金によりまして収支の均衡を図るものでございます。

次に、款 6 諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入で93万8,000円増額補正をお願いするもので、令和 4 年度保険事業費負担金の精算の結果、支払い超過となり、後期高齢者医療広域連合より還付されるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(若山隆史君) 上下水道課長 川瀬桂一郎君。
- **〇上下水道課長(川瀬桂一郎君)** それでは、私からは、上下水道課が所管いたします議第66号 及び議第69号の2議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第66号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、職員の異動により人件費に係る予算に不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,310万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページを御覧ください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節2給料で85万6,000円、節3職員手当等で11万1,000円、節4共済費で13万6,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページを御覧ください。

人件費の増額に伴いまして、款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金で110万3,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。 以上、議第66号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第69号 令和5年度垂井町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、 補足説明をさせていただきます。 今回の水道事業会計に係ります補正予算につきましては、令和4年度末に簡易水道特別会計を廃止し、水道事業会計へ統合したことにより、令和4年度の簡易水道特別会計を3月31日をもちまして打切り決算といたしました。そのため、通常の出納整理期間が存在しないため、令和4年度中に発生いたしました未収金、未払金につきましては、経過措置といたしまして、令和5年度水道事業会計の当初予算におきまして、特例的収入及び支出といたしまして、第4条の2に予定額を計上いたしました。その予定額として計上いたしました未収金、未払金につきまして、令和4年度の簡易水道特別会計の決算が確定することに伴い、補正をさせていただくものでございます。

それでは、議案書の第2条でございます。

令和5年度垂井町水道事業会計予算第4条の2中、「449万6,000円」を「410万1,000円」に、 また「1,319万円」を「1,175万1,000円」に改めるものでございます。

特例的収入であります未収金の補正内容といたしましては、1月から3月分の水道使用料収入が当初見込みより多くなったためでございます。

また、特例的支出である未収金の補正の主な内容といたしましては、3月分の電気料金や口 座振替、コンビニ収納に係ります手数料などが当初の見込みより減額となったため、また簡易 水道事業の法適用化のための資産調査評価業務に係る委託業務を当初は未払いとなると見込ん でおりましたが、年度内に支払いができたことによります減額でございます。

1ページには予定キャッシュ・フロー計算書、2から3ページには令和5年4月1日の予定開始貸借対照表、4から5ページには令和6年3月31日の予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(若山隆史君) 健康福祉課長 酒井明美君。
- 〇健康福祉課長(酒井明美君) 私からは、健康福祉課が所管いたします議第67号 令和5年度 垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、前年度、令和4年度の介護保険給付費の確定に伴いまして、精 算に係る所要の増額をお願いするものでございます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出それぞれ4,453万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9,453万円とする ものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページを御覧ください。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料でございます。

令和4年度の介護保険給付費が確定したことに伴い、令和4年度に受け入れました国・県及

び社会保険診療報酬支払基金からの収入額に対する超過交付額を償還するもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので4,453万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページを御覧ください。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費等繰入金でございますが、令和4年度の精算 に伴い、6万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目5低所得者保険料軽減繰入金でございますが、こちらも同じく、令和4年度の精算の結果、追加して交付されることとなりましたので73万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、歳入歳出予算の均衡を 図るため、4,372万8,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(若山隆史君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議第58号から議第69号までの各議案は、精読のため審議を 延期することに決定しました。

日程第7 請願第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書採択を求める請願

口怪男 7 前願男 2 方 相負恍在 2 かた 4 内限の美地中止を求める息兄音体がを求める前願

○議長(若山隆史君) 日程第7、請願第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見 書採択を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、総務産業建設委員会に付託いたします。 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時06分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 藤墳 理

会議録署名議員 中 村 ひ と み